

令和5年6月9日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久 様

日本野鳥の会熊本県支部
支部長 田中 忠 (公印省略)
〒861-8064
熊本県熊本市北区八景水谷 3-7-38

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一 (公印省略)
〒141-0031
東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

(仮称) 肥薩風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書

貴社が作成された(仮称)肥薩風力発電事業 環境影響評価準備書(以下、準備書という)に対し、下記のように意見を提出いたします。

記

(1) 対象事業実施区域とその周辺の自然環境および鳥類全般について

準備書に記載されている対象事業実施区域(以下、計画地という)とその周辺は熊本県と鹿児島県の県境となっている稜線を含む一帯であり、森林性鳥類にとって最も重要で貴重な環境が残されていることから、多くの野鳥が生息する地域である。特に鳥類を頂点とした食物連鎖の中で豊かな生態系および生物多様性が維持されている場所であり、熊本県の自然環境保全上においても非常に貴重な地域となっている。

熊本県側の計画地は、シイ・カシ群集林ならびにスギ・ヒノキの植林地からなり、アオバトが好むサワグルミの木も自生する。分水嶺からは、鹿目川、鶉川、那良川、胸川および鹿児島県側にも十曾川はじめ11もの谷川があり、計画地全域が水源涵養保安林に指定され、きわめて自然環境の重要度が高く、保全しなければならない地域となっている。

また、はるか昔から、谷から発生する上昇気流を利用してクマタカなどの猛禽類をはじめとした多くの鳥類が谷川ごとに生活を営み、命をつないでいる貴重な場所である。

さらに、球磨郡あさぎり町ではナベヅル、マナヅルの越冬も過去数年にわたって観察されていることから、鹿児島県の出水平野で越冬するツル類の主要な移動経路ではないものの、移動の際には当計画地を利用していると考えられる。特筆すべき野鳥としては、クマタカ、ツミ、サシバなどの猛禽類だけではなく、森林性のコシジロヤマドリやアオバト、カケスをはじめ、夏鳥のホトトギスやオオルリなどが生息するなど、複合的な環境要素も併せ持つ地域である。この豊かな自然環境の中で、鳥類をはじめ、昆虫や爬虫類、両生類、哺乳類など数多くの生物が生息している。貴社の事業は、近年、日本で減少しつつある里山から自然林にかけての分水嶺を有する貴重な稜線一帯にかけて計画されているため、鳥類をはじめ他の動植物への影響は極めて大きいと言わざるをえない。

貴社の調査結果を見ても、準備書の10章・10-1・6(755)ページからの表10-1・6-47「鳥類の確認種」として15目42科107種と外来種3目3科4種の鳥類の確認が報告されている。猛禽類をはじめコシジロヤマドリ、ツツドリ、アカショウビン、カワガラスなど多くの鳥種が、任意観察調査や各種定点調査において記録されている点は、他の地域に類を見ない貴重な記録であり、当地の自然度の高さと重要性を示している。今後、計画を継続するのであれば、質、量ともにさらに詳細で十分な調査を行い、人間がこの地の自然環境に手を入れた場合の影響評価を深めて慎重に進める必要がある。

(2) 計画地周辺の猛禽類保護について

計画地およびその周辺はクマタカを頂点とする生態系ピラミッドが維持されている。表 10-1・6-50(1)を見てもクマタカの確認が突出しており、表 10-1・6-54 でもクマタカの巣が 4 つも確認されていることは驚くべき事実である。谷ごとに営巣地が違えば 4 つがいのクマタカが生息する可能性が高く、さらに詳細な調査を行い、事業の影響が少しでも確認できたなら計画を中止すべきである。また、ツミについても周年観察されていることから、県内でも限られた繁殖地であると考えられる。サシバについても 5 月、6 月の観察記録があることから繁殖の可能性が高いため、今後は正確な繁殖確認調査が必要となる。谷川沿いには水田があることから、爬虫類や両生類がどれくらい生息しているかなどの餌資源量調査も行い、日本で今もっとも大切にしていかなければならない里山環境が残るような方策をとることが重要と考える。なぜなら、サシバは環境省による生物多様性保全上重要な里地里山の選定基準にもなっていることから、営巣位置や繁殖成績などの繁殖実態を明らかにするためにも、環境省による「サシバの保護の進め方」に沿った対応を検討すべきである。

当会会員等による普段の観察結果からは、計画地はクマタカだけでなくハチクマやハヤブサなどの繁殖期における行動圏となっている可能性がある。風力発電施設（以下、風車という）の建設に係る資機材等の搬入搬出路の設置や拡幅工事を行えば、計画地およびその周辺に暮らす野鳥をはじめとした動植物に重大な負荷をかける恐れは多大である。

これらのことから、計画地で風車の建設を検討するのであれば、さらに詳細に鳥類をはじめさまざまな自然環境の状況を把握したうえで影響を再度評価し、その結果を公表する必要がある。

(3) 鳥獣保護区等について

熊本県側の鳥獣保護区は、人吉・紅取鳥獣保護区、譲葉鳥獣保護区、人吉・紅取特別鳥獣保護区、大川特例休猟区であり、計画地を取り囲むように住民との生活圏の中間に保護区等が設定されている。当然のことながらその奥に位置する計画地は、さらに重要な保護すべき場所と考えるべきである。それにもかかわらず、鹿児島県側の奥十首鳥獣保護区が計画地に入っていることは、あってはならないことであり、計画の見直しは必須である。

(4) 鳥類の渡り時の移動経路調査について

表 10-1・6-55 および表 10-1・6-56 にある春季と秋季の渡り結果から、多くの鳥類が計画地を通過していることが確認されている。当会会員等による観察からは、その時の風向き等の影響により移動経路が東西にずれることもわかっている。飛翔高度についても地上 0m から 150m 以上の空域で観察されているが、特に秋季の調査結果では、貴社の準備書で言うところの高度 M の飛行が 518 羽と最も多く、全体の 44% と半数近くにもなる。この高度は風車のブレードの高さと重なり、バードストライクの発生リスクが高いことは看過できず、最悪の状態にあると考えざるを得ない結果である。

貴社が調査結果から、年間衝突予測数を環境省と由井・島田モデルで 2 通り出している点は評価できるが、年間衝突確率が 0 でないとすれば、これほど繁殖期に猛禽類が生息する地域では、事業継続期間中での衝突の発生は予測されることであり、衝突リスクを減少する対策が求められる。それにもかかわらず「生息環境の減少・消失、移動経路の遮断・阻害、ブレード・タワー等への接触などの影響は小さい。」としている点は疑問である。全体面積から考えて小さいという考え方では、鳥類の繁殖や生活場所を種ごとに見るべき点が補完できないため考え方は不十分である。このように、猛禽類はもとより一般鳥類の渡り時の移動経路は計画地上にあり、さらに詳細な鳥類の渡り時の移動経路と飛行高度の調査を実施したうえで、再度、影響を評価する必要性が大きく求められる。

(5) 経済産業大臣と県知事意見の順守について

方法書の 5 章と 7 章に記載されている、経済産業大臣と鹿児島県および熊本県の知事意見を順守した調査を行うことは必須であると考えられるが、調査結果が具体的に示されていない。特に経済産業大臣は「累積的な影響」を挙げ、「他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検

討すること。」と「重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。」としている。しかし、貴社は事業者見解として、近隣の「大関山風力発電の工事時期と重ならないことから本事業のみの影響評価としている。」とまったく誤った判断をしている。その間にある「球磨村風力発電」や「肥薩ウインドファーム」、東には「伊佐えびの人吉ウインドファーム」の計画もあり、国民・県民の自然的財産を守るべき事業者としての姿勢がまったく見えない。また累積的评价は、稼働後についてまで実施しなければ影響は判断できない。これらを総括した累積的评价ができない限り事業を継続してはならない。周辺で複数の事業が計画されている中、このような鳥類生息環境が維持されているエリアはむしろ保護すべきエリアに相当すると考えられ、計画の変更が望まれる。

鳥類についても「クマタカの内部構造の解析と影響予測及び評価」の必要性が述べられ、「自然度9の森林」が指摘されているように、熊本県で最も人の出入りが少ないと言ってよい自然環境の地であるにも関わらず、自然環境保全に関する最も重要な評価がなされていない。貴社は「10.1.6～10.1.8に記載した。」としているが、内部構造の解析には至っていない。評価においても、「樹林環境の改変面積は僅かであることから、影響は小さい。」「ブレード・タワー等への接近・接触する可能性は低く、影響は小さいと考えられる。」としている。本来面積や数値の小ささではなく、各種鳥類の生活状況と空間利用に伴う詳細な評価がなされなければならない。風車の設置場所だけでなく、後述する運搬道路の確保などで自然環境のバランスが崩れないかまで評価する必要がある。

また、熊本県知事は、「管理用道路等の敷設に伴うシカの食害と森林生態系への影響のおそれがあり、生息状況及び個体数変動傾向調査を検討すること。」としている。しかし、貴社は「方法書6.2に示す通り。」とし、方法書以降はなんら対応していないことになる。準備書作成までの具体的な取り組み内容の記載がないことは事業者として大きな問題である。特に熊本県中央部から南部にかけてはスズタケなどがシカによって食べつくされ、ウグイスやコマドリなどの繁殖環境が消滅しているところが多い。それらについても十分に調査し、食物連鎖による鳥類等のすみかを奪うことがないようにしなければならない、という状況すら貴社は見えていないと考える。

そのため貴社は、計画地が県内でも最も重要な自然環境を有する地であるという視点を持ち、質、量ともに十分な調査をさらに実施し、鳥類だけでなく生態系のバランスを崩すなどの影響を回避することまでを再評価することが必須である。特に、検討ではなく、どのようにそれらを実施するのかを具体的に記載する必要がある。

(6) 事後調査および環境保全措置について

貴社は、発電所アセス省令第31条第1項の規定によらずとも、下記に提案する事後調査を実施し、および影響が生じた場合には順応的管理の手法等に頼らず、下記の環境保全措置を講ずるべきである。表10.3.1-2で死骸探索調査は計画されているが、調査期間が供用後1年と短い。施設の稼働中は継続すべき重要な調査であるが、そのことが環境保全措置に少しでもつながる手立てとなる。死骸探索調査において希少種の衝突事例を確認した場合、死骸を一時冷凍保存したうえで関係各所へ報告を行い、渡り時期に衝突事例を確認した場合は、渡りの時期が終了するまでそれらの鳥類が衝突死したと考えられる風車およびその周辺の風車の稼働を停止したうえで、それが生じた原因を解明し、その後の保全措置を講じるべきである。つまり風車の設置者は運用を閉じるまで、「作る責任、見守る責任」が生じることをしっかり認識して履行しなければならない。

(6) アセス図書の縦覧方法について

貴社によるアセス図書の公開方法が不十分なため、地域の利害関係者に周知されていないことから、地域住民等が事業内容を十分に把握できず、事業実施後に地域で混乱が生じる可能性がある。それは方法書の閲覧者の少なさからも危惧されるが、次の2点が問題と考える。

① 周知方法の問題点

環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、貴社および行政の熊本県ホームページや環境影響評価情報支援ネットワーク等に限らず、地域での回覧やポスター掲示、チラシ配布、その他の関係機関のHP上での掲載など、より多くの人に周知するよう最大限の努力をす

べきである。

② 閲覧方法の問題点

アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が 1～1.5 か月と短く、また、縦覧場所も限られており、インターネット上で閲覧は可能であるが、印刷ができないことが不便である。1000 ページを超すアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的ではない。作成した意見書の内容の誤りの有無をアセス図書と整合して確認するのに、パソコン上では不合理である。アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかを地域住民や利害関係者等が精査できることこそが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域住民等との合意形成を図るうえで不可欠である。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、アセス図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。すぐにはアセス図書を常時公開することが難しいようであれば、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に紙媒体でのアセス図書を提供すべきである。

以上